

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		土地の譲渡等がある場合の事業所得の課税の特例に係る優良宅地の認定（個人・短期）
根拠法令及び条項		租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ及び同項第7号イ
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課開発指導係
審	関係条項	(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)
査		租税特別措置法第28条の4 3 第1項の規定は、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。 (5) その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人が造成した一団の宅地（その面積が1,000平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該個人による譲渡で、次に掲げる要件（当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及び前号イに掲げる要件）に該当するもの イ 当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、その造成が当該認定の内容に適合していること。 (7) 次に掲げる一団の宅地（その面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）の全部又は一部の当該個人による譲渡で、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの イ 当該個人が造成した一団の宅地でその造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長（その造成が開発許可を受けたものである場合には、当該許可をした者）の認定を受けたもの
基		準

	<p>基準</p> <p>(未設定の場合はその理由)</p>	<p>未設定 (処分の先例がない等、具体化することが困難なため)</p>
	<p>参考事項</p>	
	<p>設定等年月日</p>	<p>平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>標準処理期間 (未設定の場合はその理由)</p>	<p>未設定 (処分の先例がない等、具体化することが困難なため)</p>
	<p>設定等年月日</p>	<p>平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)</p>